



### 災害補償課 研修時間外の負傷

消防団員が消防学校での研修（1泊2日）に参加するため出張。初日の研修を終え学校内の食堂で夕食を済ませ、部屋に戻る途中で階段を昇っているときに躓き、バランスを崩して転倒し負傷しました。この場合の負傷は補償の対象になるのでしょうか。



消防団員の場合、消防学校での研修受講や、他市町村の消防事情視察などで出張するケースがありますが、こういった出張の場合につきましては、その期間中は任命権者の直接の支配管理下からは離脱するものの、一般的にはその間の過程全般を通じて任命権者の支配下にあるものと解され、包括的に公務遂行性が認められることとなります。

本事例のように出張に宿泊が伴うような場合につきましては、当該宿泊が命令の範囲から逸脱して恣意的になされたものでない限り、その宿泊行為は出張用務（研修、視察等）そのものではないものの、出張用務の遂行に必要な行為として公務遂行性が認められます。

したがって、例えば、食事、入浴等の宿泊行為中に災害が発生した場合、その災害が過度の飲酒等の積極的私的行為などにに基づくものでない限り公務上の災害と認められます。

本事例における被災時の行為は宿泊に通常伴う行為、すなわち宿泊行為の一部をなす行為であり、宿泊行為に内在する危険が具体化して発生した災害なので公務上の災害と認められます。

ただし、転倒した原因が過度の飲酒による酩酊状態であったような場合は、公務上の災害とは認められません。